

周産期（新生児）専門医の研修開始における特例措置について

各位

平素より学会の専門医制度にご協力を頂き御礼申し上げます。
2020年度の日本小児科学会専門医試験延期に伴う対応について、9月にメールやホームページにてご案内致しましたが、下記に該当する先生がご施設にいらっしゃいましたら、速やかに研修開始手続きを進めて頂くよう、ご周知の程お願い申し上げます。

対象：2020年度に小児科専門医受験予定であった、周産期専門医研修開始未申請者

2020年4月1日まで研修開始日の遡りを希望する場合には、2021年5月31日までに研修開始手続きの完了が必要となります。

本会の専門医制度においては特例を設け、以下の条件を満たしている場合は、基本学会の専門医を受験可能となった年の4月1日から研修を開始することを認めております(以下、見込申請という)。

1. 研修開始時点で本会会員であること
2. 研修開始時の施設が本会の認定施設であること

※2020年度小児科専門医取得後に、2020年4月1日まで遡って研修開始を行う予定だった先生におかれましては、2021年5月31日までに研修開始手続きを完了して頂きますようお願い致します。期限を過ぎての申請の場合、2020年4月1日まで研修開始日を遡ることができません。

2021年度に小児科専門医を取得した場合は、見込申請を承認した年月日からの研修期間を承認致します。ただし、2021年度に小児科専門医を取得できない場合には、承認は取消となり、再度研修開始手続きを行って頂きます。

【問い合わせ先】

日本周産期・新生児医学会

senmoni@jspnm.org